

吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 改正の趣旨

当消防組合管内の過去10年間（平成22年から令和元年中まで）の出火原因のうち「放火・放火の疑い」が、全火災の約33.3%を占めており、「放火」に対する積極的な対策を講じる必要があります。

そのため、消防機関による対応だけでなく、住民の方々、事業所、地域及び行政が一体となり、放火防止に取り組むことを目的に吉川松伏消防組合火災予防条例の一部改正を行うものです。

2 改正案の概要

(1) 改正案

(放火による火災の予防)

第42条の4 市町民は、放火による火災を防止するため、地域社会の一員として相互に協力し、放火による火災の予防に関する意識の向上を図るとともに放火されない環境づくりに主体的に取り組むよう努めなければならない。

2 市町民は、前項の責務を果たすため、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 関係者以外の者が容易に立ち入ることができる屋外に可燃物をみだりに存置しないこと。
- (2) 建築物等への侵入を防止するための措置を講じること。
- (3) 屋外の照明を点灯するなど、屋外を放火の抑止上有効な明るさに保つ措置を講じること。
- (4) 放火による火災を抑制し、又は早期に発見するための機器を設置すること。
- (5) 火災の防止に係る地域の活動に積極的に参加すること。
- (6) その他放火による火災の防止に必要な措置を講じること。

※放火防止についての取り組みを促すもので、義務を課すものではありません。

(2) 具体的な内容

別紙1 参照

(3) 施行予定日

令和3年4月1日

3 意見募集期間

令和2年10月15日（木）から令和2年11月16日（月）まで

4 閲覧場所

- (1) 吉川松伏消防組合消防本部予防課、吉川消防署、松伏消防署及び吉川消防署南分署
- (2) 吉川松伏消防組合ホームページ (<http://www.yoshimatsu-119.jp/>)

5 意見提出をできる方

- (1) 吉川市及び松伏町在住の方
- (2) 吉川市又は松伏町に事務所若しくは事業所を有する方

6 意見の提出方法

- (1) 吉川松伏消防組合消防本部予防課窓口への提出
※平日の午前8時30分から午後5時00分まで
- (2) 吉川松伏消防組合消防本部予防課への郵送
〒342-0016 吉川市大字会野谷481番地
吉川松伏消防組合消防本部 予防課予防係宛て
- (3) FAXの場合
FAX：048-981-7150
- (4) 電子メール
アドレス：yobou@yoshimatsu-119.jp

7 注意事項等

- (1) 意見を提出するときは、住所、氏名（法人その他団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）及び連絡先を明記してください。
- (2) 意見提出をする際は、別紙2「意見公募手続きに係る意見提出書」を使用してください。

8 提出された意見に対する消防組合の考え方について

お寄せいただいたご意見に対する消防組合の考え方につきましては、11月下旬を目途

に消防組合ホームページで公表する予定です。

なお、個別の質問に対する回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

9 個人情報の取扱いについて

意見提出をしていただいた方の個人情報については、準用する吉川市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱い、今回の意見公募においてのみ使用します。

担当：吉川松伏消防組合消防本部

予防課予防係

電話：048-982-3919

具体的な内容

条 文	主 体	取組の例
(1) 関係者以外の者が容易に立ち入ることができ る屋外に可燃物をみだりに 存置しないこと。	個人	・可燃物は部外者の目に届かない場所に整理整頓、又は除去。
	事業所	・事業所の周辺や階段等、死角となりやすい箇所について、可燃物の整理整頓、除去を定期的に行う。
	地域	・ゴミ出しのルールを決める。
(2) 建築物等への侵入を 防止するための措置を講 じること。	個人	・門扉、車庫、物置等の施錠。
	事業所	・出入口や倉庫、車庫、物置等は夜間の施錠管理を徹底する。 ・出入り管理体制を確立し、不法侵入を防止する。 ・夜間や休日の巡回警備を行う。
(3) 屋外の照明を点灯す るなど、屋外を放火の抑止 上有効な明るさに保つ措 置を講じること。	個人	・玄関先を明るくするための照明器具の設置。
	事業所	・事業所の入口に常夜灯を設ける等、照明器具を設置。
(4) 放火による火災を抑 制し、又は早期に発見す るための機器を設置する こと。	個人	・センサーライト、防犯カメラ、住宅用火災警報器の設置。
	事業所	・センサーライト、防犯カメラの設置。
(5) 火災の防止に係る地 域の活動に積極的に参加 すること。	個人	・消防訓練などの参加。
	事業所	・消防訓練等への協力（場所等の提供）。 ・自治会等と連携して行う消防訓練に参加。
	地域	・地域連携の警戒パトロールに参加。
(6) その他放火による火 災の防止に必要な措置を 講じること。	個人	・車両等のボディカバーを防災製品にする。
	事業所	・一時的に存置する可燃物への放火防止対策。
	地域	・不審な通行人に気付いたら動向に注意する。 ・長期不在や外出時には、隣近所への声かけ。

意見公募手続きに係る意見提出書

住 所

氏 名

連絡先

(意見の内容)